

一般社団法人森林 CO2 クレジット協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人森林 CO2 クレジット協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、森林における二酸化炭素吸収による二酸化炭素量の削減（CO2 吸収量のクレジット化）を推進し、バイオマス発電などの周辺産業と森林整備の循環型社会を構築する事業を行うことで、世界各国の林業発展と日本の林業再生・発展並びに温室効果ガスの削減に寄与する事を目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 森林における CO2 吸収量のクレジット化に関する業務
2. 前号以外の CO2 吸収量のクレジット化に関する業務
3. バイオマス発電事業及び林木の育苗並びに森林整備等の循環型社会の構築に関する事業
4. バイオマス利活用等に関する機械器具、装置等の計画、設計、製造、設置工事並びに保守管理、修理保全業務
5. リサイクルシステムの開発、コンサルティング業務
6. 造園業、緑化事業
7. 土木工事事業
8. 建築工事事業
9. 電気工事事業
10. 情報通信を活用した国際協力、国際交流の情報サービス
11. 森林整備に関する人材育成、養成及び教育
12. 広報及び各種印刷物の企画、編集作業
13. 不動産の賃借及び所有、管理
14. 損害保険代理店業
15. 農林水産物の生産流通に関する事業
16. 前号に関する経済支援
17. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会議の目的たる事項及び内容、日時並びに場所を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、2週間前までに発するものとする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第18条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第23条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任の一部免除又は限定)

第25条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

- 第26条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第28条 理事会は代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

- 第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第31条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

(理事会規則)

- 第33条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出)

第34条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。
(基金の募集等)

第35条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱
規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第36条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することがで
きない。

(基金の返還の手続)

第37条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条2項に定める
範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第38条 基金の返還をするため、返還される基金に相当する金額を代替基金として計上する
ものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理
事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とす
る。

2 代表理事は、前項の事業計画及び収支予算を定時社員総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を
作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第
1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類に
ついては承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務
所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年10月31日までとする。

(設立時役員等)

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 源平 浩己、小池 勇、高木 慶啓

設立時代表理事 源平 浩己

設立時監事 山梨 健三

(設立時社員の氏名及び住所)

第48条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

千葉県千葉市緑区おゆみ野南2丁目21番地エステ・シティおゆみ野E-609号

設立時社員 佐藤 修一

東京都江東区富岡2丁目10番5-905号

設立時社員 武田 正幸

東京都品川区北品川1丁目2番10-309号

設立時社員 塚本 瑞季

(法令の準拠)

第49条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人森林CO2クレジット協会の設立に際し、設立時社員佐藤修一、武田正幸、塚本瑞季の定款作成代理人である行政書士津田拓也は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年11月13日

設立時社員 佐藤 修一

設立時社員 武田 正幸

設立時社員 塚本 瑞季

上記設立時社員の定款作成代理人 行政書士 津田 拓也